

# 平成29年度 小・中学校 高等学校 いじめ防止基本方針及び いじめ防止対策会議

## 1. いじめ防止のための取り組み

### ◆基本理念

いじめは、すべての児童・生徒に関係する問題であり、いじめ防止対策は、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。またいじめは、いじめられた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童・生徒が十分に理解できるようにすると同時に、いじめを受けた児童・生徒の生命・心身を保護することが特に重大だと認識し、家庭・学校・様々な機関が連携してその克服を目指さなければならない。

### ◆いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つこと。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

### ◆本校の基本姿勢

「キリスト教的人間観に基づく人格形成」を教育の使命とする本学において、究極の人間像は、聖書の中のイエスによって示されている。「善きサマリア人」のたとえは、単に悪いことを「しない」ことを求めるだけでなく、もっと積極的に何を「すべき」かを明示しているが、本校でも、「いじめ」のような人間性を破壊する行為を「しない」ことを求めるだけでなく、善きことを「なすべき」であるという、聖書の教えに従った教育活動がなされるべきである。他者のために、どこまでも自己犠牲を求めるイエスの思いを、誠実に厳しく求めていくことが、「いじめ」根絶の最も近道であることを確認すること。

## 2. いじめ防止のための組織

(1) 名称:「いじめ問題対策委員会」の設置

(2) 構成員: 学校長、副校長、教頭、コース長、ステージ長、生徒指導部長、生活指導部長、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー(保健委員会)  
必要に応じて関係の深い教職員、外部専門家(医師・弁護士・外部カウンセラーなど)

(3) 役割: ①学校いじめ防止基本方針の策定  
②いじめの未然防止  
③いじめの対応  
④教職員の資質向上のための校内研修  
⑤年間計画の企画と実施  
⑥年間計画進捗のチェック  
⑦各取り組みの有効性の検証  
⑧学校いじめ防止基本方針の見直し  
⑨緊急対応

(4) 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。  
平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取り組みを以下のように組織的に行う。

月	場	内 容	対 象
4月	職員会議	基本方針の確認	教職員
4月	学級懇談会	学校のいじめに関する基本方針の伝達	保護者
5月		第1回いじめアンケート	児童・生徒
7月		第2回いじめアンケート	児童・生徒
12月		第3回いじめアンケート	児童・生徒
		□ アンケートの分析とその結果から「いじめ」と懸念される児童・生徒については、対策委員会を設置して早急に対処する。 □ 直近の職員会議において、結果を教職員に報告する。(学年・養護・カウンセラー)	
2月	職員会議	1年間の「いじめ」に関する報告	教職員
年間を通して実施すること □ 一人一人の命をかけたえのない神からの賜物ととらえる視点で、日々祈りを捧げ、自他を大切にする。 □ 学校長が折に触れて祈りの中で、聖書の価値観に基づいて「隣人を自分のように愛すること」の大切さを説きかつ実践する中で、生命と人権の尊重がおのずと実現していくように企てる。			

## 3. いじめの未然防止

### ◆いじめ早期発見に向けて

いじめはどの学校、どの子どもにも起こることを踏まえ、その根絶のため全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が大切である。(以下略)

### ◆いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して児童・生徒の些細な変化に気づく力を高める必要がある。(以下略)

### ◆いじめに対する措置

いじめの通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童・生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては心の成長を促すよう指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。